

市第52号議案

横浜市屋外広告物条例の一部改正

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市屋外広告物条例の一部を改正する条例

横浜市屋外広告物条例（平成23年 3 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項第 1 号中「第 8 条第 2 項第 5 号イ」を「第 8 条第 2 項第 4 号イ」に改める。

第31条第 1 項第 4 号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）」を加える。

第33条第 1 項第 5 号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。ただし、第16条第 2 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

屋外広告物法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市屋外広告物条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市屋外広告物条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（広告物等に係る基準等）

第 16 条 （第 1 項省略）

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

- (1) 景観法 第 8 条 第 2 項 第 4 号イ に掲げる事項が定められた同条 第 8 条 第 2 項 第 5 号イ 第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項

（第 2 号、第 3 項及び第 4 項省略）

（登録の申請）

第 31 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所 （法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の名）

（第 5 号及び第 2 項省略）

（登録の拒否）

第 33 条 市長は、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚

偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 又は次号 のいずれかに該当する者

(第6号、第7号及び第2項省略)